

## 県外での定期予防接種実施について

里帰り出産等の諸事情により、県外で定期予防接種を実施される方は、事前にお手続きをしていただく必要があります。接種日に横手市に住民登録がある方は、横手市長名で交付された「予防接種実施依頼書」に基づき接種する事で、秋田県外でも、対象年齢内で法律に基づいた定期予防接種として接種を受けることができます。また、接種にかかった費用の助成を受けられます。（ただし、横手市の接種単価を上限とします。）

### ◆ 手続きの流れ

#### 1. 事前の確認をする。

「滞在先の市区町村が、他市区町村からの接種依頼を受けることが可能かどうか」により、「予防接種実施依頼書」（以下、「依頼書」）の交付先が異なります。滞在先市区町村の予防接種担当課に事前に下記の内容を確認してください。



##### ① 滞在先の市区町村で接種依頼を受けることができる場合

横手市より、滞在先の市区町村長あてに依頼書を交付します。

◇接種費用：滞在先市区町村の定める金額

◇費用の助成：自己負担した分を、申請により償還払いができます。

◇その他：下記についてもご確認をお願いします。

①依頼書の提出先

②接種の流れ

③接種費用

##### ② 滞在先の市区町村で接種依頼を受けることができない場合

横手市より、予防接種を実施する『医療機関長』あてに依頼書を交付します。依頼書を医療機関に提出し、接種してください。

◇接種費用：医療機関の定める金額  
（全額自己負担）

◇費用の助成：自己負担した分を、申請により償還払いができます。

#### 2. 横手市へ「予防接種実施依頼書交付申請書」を提出する。

記入した申請書は、横手市健康推進課または各地域局市民サービス課へ提出してください。郵送でも差支えありません。また、記載する際は、下記についてもご確認ください。

- 申請者の電話番号は、日中連絡の取れる方の電話番号（可能であれば携帯電話）を記入してください。
- 接種の途中で医療機関を変更しようとする場合、接種種類および回数が増える場合は、新たに申請が必要になりますので、ご注意ください。

#### 3. 横手市より、提出いただいた申請書に基づき、「依頼書」を交付する。

申請書の“依頼書送付先”欄にご記入いただいた所在地に送付します。※依頼書の即日発行はできません。発行には2週間程度かかりますので、早めの申請手続きをお願いします。



#### 4. 滞在先にて接種を実施する。

接種を実施する会場あるいは医療機関へ、下記をご持参ください。

- ① 横手市発行の予診票
- ② 母子手帳
- ③ 横手市発行の予防接種実施依頼書  
(依頼書の送付先を『1. 横手市住所』または『2. 滞在地住所』にした場合)
- ④ その他 滞在先自治体、接種を実施する医療機関から指示があったもの



#### 5. (償還払を希望する場合) 横手市へ費用助成のための書類を提出する。

書類は、横手市保健センターまたは各地域局市民サービス課へ提出してください。郵送でも差支えありません。

##### 【提出書類】

- ① 定期予防接種費用助成請求書（償還払）
- ② 各種予防接種予診票【市提出用】  
…必要な事項がすべて記載・押印されているか確認してください。
- ③ 予防接種費用の領収書



※請求書の提出は、最後の接種日のなるべく1か月以内に行ってください。

※年度をまたぐ場合は、3月分までで一旦ご請求いただき、改めて4月以降分を請求くださいますようお願いいたします。

ご不明なことがありましたら、下記へお問い合わせください。

##### ★問い合わせ先★

横手市健康推進課 健康づくり係

〒013-0044

横手市横山町1番1号（横手保健センター内）

電話 0182-33-9600（課直通）